

事業名	土地改良施設維持管理費		
細事業名	土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	財務コード	070001
担当部課室	農政 部 耕地 課 指導管理 担当 (内線)	5407	

調査番号	98
------	----

I 事業の概要

実施期間	始期 S52 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(山梨県土地改良事業団体連合会)		
目的	だれ(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	土地改良施設の管理主体である土地改良区及び市町村	土地改良施設の機能保持と延命化を図ることができる。	農業生産基盤の整備
内容	<p>○県内約400箇所の土地改良施設は、「土地改良区体制強化事業」により、県土地改良事業団体連合会が計画を策定し、10年に一度の周期で定期診断指導を行っている。また定期診断箇所以外についても要望があれば診断業務を行っている。</p> <p>○本事業は、診断の結果、整備補修が必要と認められた施設に対し、管理主体である土地改良区等が、施設ごとに5年間の計画を立て整備補修を行う、その整備補修費について、国及び県が助成を行う。なお、整備補修費については、管理主体が30%を5年間均等に県土地改良事業団体連合会に抛出し、国 30%、県 30%の助成と併せて全国土地改良事業団体連合会が資金の造成を行い、残りの10%は工事実施年度に管理主体が支出することにより、必要額が調達されることとなっている。</p> <p>・補助先: 県土地改良事業団体連合会 ・補助基準額: 2億円 (H29) ・補助率: 3/10 (別に 国 3/10 の補助) ・補助額: 6,000万円</p>		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

区分	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
活動指標	実施地区 (各補修: 畑かん、用排水機、水路)	目標	29	29	27	28	26	29	30
		実績(見込)	29	30	27	32	30	28	
		達成率	100.0	103.4	100.0	114.3	115.4	96.6	
		達成区分	b	b	b	b	b	b	
成果指標	実施地区 (各補修: 畑かん、用排水機、水路)	目標	29	29	27	28	26	29	30
		実績(見込)	29	30	27	32	30	28	
		達成率	100.0	103.4	100.0	114.3	115.4	96.6	
		達成区分	b	b	b	b	b	b	
決算(予算) 単位: 千円		60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	

III 事業の評価(平成29年度の業績評価)

活動指標	b	評価	計画的な整備補修により、土地改良施設の機能保持と延命化が図られている。また、施設の更新や整備に係るコストの削減や老朽化に起因する事故の防止等につながっており、意図した成果を上げている。
成果指標	b		

・「活動指標、成果指標の達成率」から事業の活動量、成果に係る一次評価の考え方を記載すること。  
 ・指標がない場合や指標を補足する必要がある場合には、指標によらない成果を用いて記載すること。

IV 見直しの必要性(平成31年度に向けた改善等の考え方)

県関与の必要性	判定	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性がある程度認められる <input type="checkbox"/> 必要性が低い
	説明	<input checked="" type="checkbox"/> 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される <input type="checkbox"/> 事業の拡大や充実を求める意見・要望が増えている <input type="checkbox"/> 法令等により、県が実施することが義務づけられている <input type="checkbox"/> 県が実施しないと、県民生活に深刻な影響が生じる <input type="checkbox"/> 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で困難である。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
有効性(成果向上)	判定	<input type="checkbox"/> 大幅な成果向上が可能 <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上が可能 <input type="checkbox"/> 成果向上はあまり望めない
	説明	施設整備と経年劣化により需用は年々増えていく。需要に見合った補助額が確保できれば成果の向上は可能と考えるが、予算の制約があることから、現状の予算規模を維持する中で最大の効果を上げられるよう、実施窓口である県土地改良事業団体連合会に対する指導の強化を行っている。
見直しの余地	判定	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がある程度ある <input type="checkbox"/> 見直す余地がない
	説明	<input type="checkbox"/> 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある <input type="checkbox"/> サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある <input type="checkbox"/> 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト削減を検討する余地がある <input type="checkbox"/> その他 ( )
その他	説明	
見直しの必要性	有	平成26年度の本行政評価において、加入者の事業進捗を強化するため、11月に県土連とのヒアリングを実施し、事業に遅れのある加入者に対し、県土連から指導を行うよう改善した。今後は、さらに切れ目のない指導を行うため、県への状況報告回数を増やす等の見直しを行う余地がある。

V 見直しの方向(平成31年度当初予算等での対応状況)

実施方法等の変更	説明	現在、山梨県土地改良事業等補助金交付要綱に基づき、第3四半期末現在における遂行状況報告を義務付けているが、事業の適切な執行管理のため、第2四半期においても遂行状況の報告を受け、県土連を通じて指導等を適宜行っていく。
----------	----	---

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、IV見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。